

広島市大規模小売店舗立地連絡調整会議概要

会議開催日：令和元年11月13日（水）10時30分～11時25分

場 所：広島市中区役所7階 第2会議室

対象店舗：(仮称) ケーズデンキ広島本店

- 1 商業振興課からこれまでの経緯等を説明
- 2 店舗設置者から配付資料等により計画概要を説明

3 質疑応答

(1) 交通関係

■道路計画課：開店に伴い、西蟹屋町交差点北側流入部を右折しようとする来店車両の増加が懸念される。誘導経路の周知、届出書に記載されている各種交通対策の確実な実施に加え、公共交通機関の利用促進の検討も併せて願います。また、出店に起因する渋滞が発生した場合は対応をお願いします。

□店舗設置者：承知した。

■道路管理課：市内中心部からの来店車両が大正橋を通過し北進してしまうと、そのまま入店することが出来ず、入店するためには店舗を通過した先で転回等をする必要があることから、店舗周辺を滞留する車両の増加が懸念される。開店後の様子を見る中で、場合によっては、大型案内看板の設置も必要となる可能性も認識しておいてほしい。

□店舗設置者：承知した。誘導経路をチラシに記載するなど案内を徹底する。

■広島南警察署交通第一課：届出書内で既に計画されている看板の表示内容について、後日で良いので協議してほしい。また、先ほど話のあった大正橋について、繁忙期等には、そもそも車両が通過しないように西詰地点に誘導員を設置する等の検討をしてほしい。

□店舗設置者：承知した。

■道路課：交通計画報告書によると西蟹屋町交差点の右折滞留長が不足する事実が示されている一方、事前協議への回答として、現況の右折相当レーンで処理可能と考える、としている。この根拠は何か。滞留長が不足している事実はあるので、回答として不適切ではないか。

□店舗設置者：経路の周知徹底に努めるとともに、実際には交差点内にも待機スペー

スがあることから問題ないと想定している。また、滞留長の延長も検討したが、関係機関との協議の結果、周辺の道路状況の現状等を踏まえ、今のまま対応することとなった。当然、開店後の様子を見て、必要があれば対策を検討する。また、回答内容は指摘を踏まえて修正を検討する。

■道路課：当該交差点の北側流入部には進行方向を示す路面標示が無い。路面標示の設置について検討して欲しい。

□店舗設置者：関係部署に協議する。

■道路課：いずれにせよ、当該交差点は問題の残る交差点であることを認識しておいていただきたい。また、開店後、周辺交通へ著しい影響を与えるようであれば、新たに対応をお願いすることも考えられる。

□店舗設置者：承知した。

(2) その他

■県警生活安全総務課：ATMは設置するか。

□店舗設置者：設置しない。

■県警生活安全総務課：防犯カメラは設置するか。

□店舗設置者：5, 60台設置する予定である。

■県警生活安全総務課：万引き防止のため、防犯カメラの使用法の従業員への周知徹底や「万引き追放宣言の店」としての参画などを検討してほしい。

□店舗設置者：承知した。

4 行政関係者の意見

- 交通への支障を回避するための方策等を適切かつ確実に実施するとともに、西蟹屋町交差点付近の交通状況の把握に努め、必要があれば関係行政機関と協議のうえ、追加の交通対策を実施すること。